

# 訴 状

〒060-0042 札幌市中央区大通西 13 丁目北晴大通ビル 7 階 702

弁護士法人 市川守弘法律事務所内

原 告 コタンの会

代表 清 水 裕 二

〒060-0042 札幌市中央区大通西 13 丁目北晴大通ビル 7 階 702

弁護士法人 市川守弘法律事務所

TEL (281)3343/FAX(281)3383

原告訴訟代理人

弁護士 市 川 守 弘

弁護士 毛 利 節

弁護士 難 波 徹 基

弁護士 木 場 知 則

弁護士 今 橋 直

弁護士 皆 川 洋 美

〒060-0808 札幌市北区北 8 条 5 丁目

被 告 国立大学法人 北海道大学

代表者学長 名 和 豊 春

アイヌ遺骨返還請求事件

訴訟物の価格

貼用印紙

送達費用

2017年10月19日

札幌地方裁判所 御中

原告訴訟代理人

弁護士	市	川	守	弘
弁護士	毛	利		節
弁護士	難	波	徹	基
弁護士	木	場	知	則
弁護士	今	橋		直
弁護士	皆	川	洋	美

## 請 求 の 趣 旨

- 1 被告は原告に対し、別紙遺骨目録記載の番号 469 から同 661 まで計 194 体、並びに同 686 及び同 687 の計 2 体の遺骨を返還せよ
  - 2 訴訟費用は被告の負担とする
- との判決を求める。

## 請 求 の 原 因

### 1 当事者

原告は、2015 年 12 月 20 日、浦河町総合文化会館において、日高地方に居住するアイヌ及び日高地方出身のアイヌによって組織された団体で、その目的は北海道大学等の保有する日高地方から持ち去られたアイヌ遺骨の返還を受け、アイヌ遺骨の再埋葬、慰霊を行うことを目的とする団体である（甲第 1 号証「規約」）。原告は、札幌地方裁判所平成 24 年(ワ)第 2049 号・アイヌ遺骨返還請求事件における札幌地裁民事第 5 部の和解勧告に従い、平成 28 年 3 月 25 日の和

解期日において利害関係人として参加し、浦河町杵臼から発掘されたアイヌ遺骨の返還を受けた主体である（甲第 2 号証「和解調書」）。

原告には、旧静内町に居住するアイヌが 9 名、現在判明している東幌別出身の唯一のアイヌである 1 名（原一男）が所属している。原告は、2017 年 3 月 18 日、静内ビュープラザにおいて総会を開催し、北海道大学に対して、別紙遺骨目録記載の全遺骨の返還を求めることを決議した（甲第 11 号証）。

被告は、戦前は北海道帝国大学と称し、戦後は国立大学北海道大学として、戦前戦後を通じて、アイヌの遺骨を収集し、形質人類学（骨相学とも称する）の研究資料としていた研究教育機関である。

## 2 被告が遺骨を保持するに至った経緯

被告が、別紙遺骨目録記載の番号 469 から同 661 まで計 194 体、並びに同 686 及び同 687 の計 2 体の遺骨（以下これらすべてを「本件遺骨」という）を所持するに至った経緯は、別紙遺骨目録の「出土等の経緯（発掘・収集その目的とその状況）」欄に記載されている。

この記載によると、本件遺骨のうち、番号 469 から同 629 までの計 161 体は「1956 年 7 月 18 日静内町『駅前墓地』廃止・墓地改葬に伴い、静内町依頼により医学部第二講座が発掘」し、そのまま被告が所持するようになった。

また本件遺骨のうち番号 630 から同 661 までの計 33 体は、北海道大学医学部解剖学第一講座によって、「1972 年静内町『豊畑共同墓地』改葬に伴って発掘」し、そのまま所持するに至った。

さらに、本件遺骨のうち番号 686 及び同 687 は、浦河町東幌別から被告により発掘された遺骨で、番号 687 は 1931 年に医学部第一講座により発掘された。

## 3 本件遺骨に関する発掘経緯

旧静内町（現新ひだか町）には、アイヌ共同墓地と称される墓地が 10 か所存在する（甲第 3 号証「静内町史」）。この中には、既に改葬されてしまった静内駅前アイヌ墓地は含まれていない。

### **(1) 静内駅前アイヌ墓地改葬事業**

静内駅前アイヌ墓地は、和人墓地と隣接していたところ、昭和 30 年から 31 年にかけて静内町都市計画に基づき、和人墓地とともに静内町駒場共同墓地に改葬された。

甲 3 によると「この無縁故アイヌ墓地を、昭和 31 年 8 月から 10 月に移葬したが、その作業は、静内町、北海道大学医学部第二解剖教室（責任者児玉作左衛門教授）、日高郷土史研究ケパウの会、静内高等学校郷土研究部の 4 団体がを行い、人骨の学術調査は、北海道医学部が担当した」とされている。別紙遺骨番号 469 から同 629 までの計 161 体は、この静内駅前墓地改葬事業の際に被告が持ち去った遺骨である。

甲第 4 号証は、被告が作成した「北海道大学医学部アイヌ人骨収蔵経緯に関する調査報告書」である。この 56 ページでは静内駅前アイヌ墓地について上記町史を引用しつつ、さらに、

「1956年北海道静内郡静内町において9月26日より10月5日の10日間に160余体のアイヌ骨格を発掘することができた。しかも、骨格の保存状態は良好であり、人類学的調査に使用し得るものも100余体という誠に貴重なる資料である。」と、被告がこれら発掘人骨を基に研究に供したことが記載されている。

そして、同ページ中ほどの[3]には、「和人墓地の改葬は809件で、アイヌ墓地の改葬は皆無である」と記載されていることである。

つまり、静内駅前改葬事業に伴って静内町及び被告によって発掘されたアイヌ遺骨は、「改葬事業」とは名ばかりで、実際は和人遺骨とは異なり発掘後被告

の研究室に持ち去られたということである。昭和 23 年 5 月 31 日法律第 48 号・墓地、埋葬に関する法律（甲第 5 号証）では、2 条 3 項で『改葬』とは、埋葬した死体を他の墳墓に移し・・・とあり、「他の墳墓に移し」ていない北大の遺骨発掘はこの法律に違反した違法な改葬行為ということになる。

なお、新ひだか町（旧静内町）への情報公開によって、さらに次の事実が明らかになった。

駅前アイヌ墓地改葬に伴い、北大に移転しなかったアイヌ遺骨について、旧静内町は「残骨」と表現し、これら「残骨」は、誰かがいったんは旧静内町の真歌という場所に慰霊碑を立てて埋葬したものの、管理責任者が不明だったので、昭和 46 年に旧静内町が改葬先である駒場共同墓地の無縁墓に再埋葬した、とあった（甲第 8 号証）。本来、旧静内町のアイヌ遺骨が「無縁故」だったとしても、改葬先の墓地に掘り出したアイヌ遺骨を改葬すべきであった事実を旧静内町も被告も承知していながら、頭蓋骨を中心として研究に役立つ遺骨を研究室に持ち去り、残りの「残骨」は、「埋戻し」ていたということである。

## **(2) 豊畑墓地改葬事業**

豊畑共同墓地改葬事業については、町史では明らかではない。甲 4 では、51 ページにおいて、「われわれは昭和 31 年以来日高国静内町の 3 箇所（静内駅前、川合、豊畑）から発掘した」と記載され、53 ページでは「医学部収蔵アイヌ人骨の照合調査によって、アイヌ納骨堂内の四肢骨箱 3 箱の中に、豊畑発掘のアイヌ頭蓋骨 32 体が存在することが判明した」とあり、さらに 54 ページでは「1972 年の『静内』出張記録は、豊畑共同墓地改葬が 1972 年であること、頭蓋骨に付随していた紙片（ラベル）裏面の記載『昭和 47 年 7 月調査』と符合する。墓地改葬に際して、解剖学第一講座が 1971 年、1972 年 7 月 16 日～7 月 24 日にアイヌ人骨を発掘・収蔵した証左である。」と記載されている。

以上から、被告の調査によれば、本件遺骨のうち番号 630 から同 661 までの計 33 体は、静内町が 1972 年に行った豊畑墓地改葬事業に「伴って」被告が「発掘」したアイヌ人骨に間違いはない。

なお、豊畑共同墓地の改葬事業に関する情報公開では次の事実が明らかになった。

まず、豊畑共同墓地の改装に伴う被告の発掘は、発掘写真付きの詳細な記録が存在していた（甲 7 の 1 ないし 3）。

次に、この記録によれば、クワ（アイヌの墓標）がたくさん写っている写真があり、発掘当時も墓地として使用されていたことが窺われた。発掘行為は、このクワなどを頼りに発掘したと思われ、発掘の穴がピンポイントで掘られている様子が写っている。そもそもどこに埋葬されているかがわからない場合には、幅をもって広く掘り進むと思われるところ、そのような発掘をしておらず、埋葬されている場所が判明しているかのように、その埋葬場所だけを掘っている様子が写っているのである。

また、旧静内町は、何が無縁墓かの判断基準として、昭和 27 年 8 月に「お盆において墓参の形跡あるものを縁故墓とし、墓参の形跡のないものを無縁墓とする」としている（甲 10）。しかし、この判断基準は「墓参りはしない」規律を有するアイヌの宗教観、死生観を全く無視するものであった。

さらに、豊畑共同墓地からは、75 体のアイヌ遺骨を発掘しているところ（甲 7 の 2・・欠番などを除く）、北大は 33 の頭骨を中心として持ち去っているだけである。残りについて、旧静内町は「無縁墓は町で発掘し、火葬して新墓地に埋葬した」（甲 12）とあり、ここでも「残骨」は旧静内町が新墓地に改葬したことを認めており、改葬事業において新たな墓地に埋葬しなければならない義務を認識していたものと思われる。

### (3) 東幌別からの発掘

本件遺骨のうち番号 686 及び同 687 は、浦河町東幌別のアイヌ墓地から発掘された遺骨である。甲第 4 号証、15 ページには、解剖学第一講座による発掘について「山崎春雄教授は、1931 年に浦河郡でアイヌ墓地を発掘した」とあり、③では「アイヌ人骨 47 体のうち 19 体（杵臼 5 体、東幌別 2 体・・・）と記載され、東幌別から 2 体のアイヌ人骨を発掘した記載となっている。ただ別紙では番号 687 のみ 1931 年とされ、番号 686 の遺骨は時期「不明」となっている。確かに甲 4、16 ページでは東幌別では 1931 年には 1 体の発掘となっているもの、15 ページで解剖学第一講座から 1950 年 2 月 24 日の「解剖学第二講座への移管人骨体数」では、東幌別の人骨 2 体となっており、時期は不明としても解剖学第一講座が、東幌別から 2 体のアイヌ人骨を発掘し、戦後解剖学第二講座に移管の上、現在被告が所持していることに間違いはない。

#### 4 返還請求権の法的根拠・・・原告のアイヌ遺骨管理権限

本件と同様のアイヌ遺骨返還請求事件は札幌地方裁判所に 3 事件が係属していたが、その際に被告が主張していた法的主張は、遺骨の所有権は祭祀承継者にのみ属し（民法 897 条 1 項、最高裁判決平成元年 7 月 18 日、家月 41 卷 10 号 128 頁）、相続関係が明らかな祭祀承継者以外の者は遺骨の所有権がないから、かかる当事者に対して返還義務を負わない、とするものであった。したがって、被告の主張からすれば、氏名が特定している遺骨に関しては祭祀承継者のみが返還を受ける権利を有し、氏名が特定されていない遺骨に関しては誰も返還を受ける権限はない、ということになる。

これに対する原告らの主張は次のようなものであった。

この民法及び最高裁の判断は、古くからの和人の伝統的、社会的慣習（家を中心とする観念）によるものであって、アイヌの伝統的、社会的慣習とは全く異なるものであることを主張した。

すなわち、アイヌは、そもそも遺骨が「所有権の対象」という考えはなく、したがってまた相続の対象ではなかった。

死者が出た場合は、コタンという集団が葬儀、埋葬を行うが、埋葬場所は、特定の家の「墓穴」があるわけではなく、Aが所属する家系の墓の隣にBが所属する家系の死者が埋葬され、またその隣にはAが所属する家系の死者が埋葬されるなど、和人のように家ごとに特定の墓所があり、先祖代々その家系の者はその墓所に埋葬される、ということではなかった。墓地は、コタン内の山腹等（大概の場合は川を挟んだ対岸）の場所に造り、コタンの構成員が埋葬されていた。本件の静内駅前の墓地は、このような墓地で江戸時代から使用されていた。

死者を埋葬した際には、頭部付近に「クワ」と称する木製（ほとんどの場合ハシドイ（ライラックの種類）の木）の墓標を立て、埋葬後はそのまま後ろを振り向かず墓地を立ち去り、決して墓参りはしない。墓標は朽ちるにまかせた。慰霊は、各コタンという集団の集落内で、当該集団構成員の死者に対して行っていた。墓参りはしないという規律は、安らかに眠る死者の魂をかき乱してはならない、という意味があるようである。

つまり、アイヌの慣習からすれば、遺骨はコタンが、「墓参りはしない」という厳しい規律の下で管理し、慰霊はコタンという集団が行っていたのである。このことから、家制度を基礎とする祭祀承継者という概念とその観念をアイヌに適用することは、異なる文化・風習・宗教を押し付けるもので、現代における同化政策そのものであると反論していた。



このようにアイヌコタンという集団の遺骨管理権限は、明治になる直前まで、コタンという集団が保持していた。コタンはイオルと称される排他的支配領域を有し、このイオル内で、独占的漁業権、狩猟権、採取権等々の権限を有していた。遺骨管理権はこのような独占的権限の一つであり、法的には先住権（aboriginal title）と表現されている権限である。甲 1 の 2 条の目的に「コタンの再生と復活を目指す」（②項）、「先住権の回復に努める」（③項）とされているのは、このコタンの権限の回復をさしている。

原告らは被告の主張に対し、以上の主張をしていた。

この主張からすれば、氏名の特定されている遺骨か否かに関係なく、遺骨が持ち去られた地域のアイヌ集団が存在すればその集団に返還すればよいということになる。

#### 4 裁判所の和解と日本政府の考え

##### <裁判所の和解>

札幌地方裁判所平成 24 年(ワ)第 2049 号事件では、裁判所の和解勧告に従って、被告が「裁判所が適当と認める団体」に対して返還をしても良い、という姿勢を示したため、当該事件の原告らは、コタンの会（本件原告）を結成し、コタンの会が、返還を受けるに至った。

同様に札幌地裁平成 26 年(ワ)第 1064 号事件では浦幌アイヌ協会という集団が、同平成 26 年(ワ)第 77 号事件では紋別アイヌ協会という集団が、それぞれ浦幌地域及び紋別市内から持ち去られたアイヌ遺骨の返還を受け、今までに被告から 100 体近くと「個体として特定できない遺骨（これは頭蓋骨がないという意味で氏名特定遺骨とは異なる）」の返還を受けている。

##### <日本政府の方針>

日本政府は、内閣府アイヌ政策推進会議のアイヌ政策推進作業部会の議論として、以下のような考えを持っていることが判明している(甲第6号証、「議事録」5ページ以降)。

ここでは、従前からの祭祀承継者が返還権限を有するという考えから「地域への返還」を認めるという議論がなされ、この「地域への返還」が日本政府の現時点での基本の方針である。

この場合の「地域」という集団については、5ページ下から2段落目に「出土地域に住んでおられる複数のアイヌの人たちによって構成される団体」で「新しく作られる団体も可」、「法人格の有無は問わない」としている。

したがって、現時点での国の方針からしても、原告は、本件遺骨の返還を受ける主体である。

## 5 和解の可能性と早期解決

前記したように、すでに札幌地方裁判所においてアイヌ遺骨の返還については原告が引取り主体となって和解が成立している。この和解の骨子は、

- ① 氏名が特定されていない遺骨及びどの副葬品は原告に引渡し、原告は尊厳ある慰霊をおこなう。
- ② 氏名が特定されている遺骨及びその副葬品については、被告が1年間インターネット上で公告し、遺族が名乗り出るのを待ち、遺族が名乗り出ない場合には、それらを原告に引き渡す。
- ③ 再埋葬場所までの搬送費、再埋葬費用は被告が負担する。
- ④ 遺骨の引渡し後に、第三者との紛争が生じた場合には原告がこれを解決する。

である。

なお、新ひだか町への情報公開では、改葬事業に伴う新墓地の墓地使用料は無償とするとなっており、本件では、再埋葬費用のうち、他事件の和解で被告が負担していた墓地使用料は本件では不要である。

以上のような従前からの和解内容であれば、おそらく被告も同意すると思われるので、第2回期日からは和解の話し合いが可能と史料している。

## 7 結論

以上から、原告は、本件遺骨に関する管理権を根拠として、被告に対して本件遺骨の返還を求めるものである。

### 証 拠 方 法

甲第1号証	『コタンの会』規約
甲第2号証	和解調書
甲第3号証	静内町史
甲第4号証	北海道大学医学部アイヌ人骨収蔵経緯に関する調査報告書（抜粋）
甲第5号証	墓地、埋葬に関する法律(昭和23年5月31日法律第48号)
甲第6号証	第30回「政策推進作業部会」議事概要
甲第7号証の1	豊畑墓地発掘写真
甲第7号証の2	豊畑アイヌ墓地頭位及び深さ一覧表
甲第7号証の3	豊畑アイヌ墓地頭位及び深さ
甲第8号証	伺「真歌史跡内にあるアイヌ系住民の遺骨・供養について」

甲第 9 号証	第四回静内町議会協議決定事項
甲第 10 号証	伺「現行墓地の墳墓の数調査について
甲第 11 号証	コタンの会総会議事録
甲第 12 号証	墓地廃止許可申請書

### 付 属 書 類

甲号証写	各 1 通
資格証明書	1 通
訴訟委任状	1 通